

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 亡母の従妹の遺産を、 どうすればよいでしょうか。

亡母の従妹で、私もずっと仲良くしていた女性が85歳で亡くなりました。

彼女はずっと独身で、親類のうちで私が一番親しかったと思います。5年前に亡くなった私の母とは互いに姉妹がいないので、実の姉妹のように育ったと聞いています。

彼女には兄が一人いましたが、子供もできないまま死亡したので、相続人は誰もいないはずです。母が亡くなる時、私に、彼女は身寄りがないので、最後まで面倒を見てあげてねと言われていたし、言われなくてもそうするつもりでした。

心身共に実年齢より若かつ

たのですが、骨折で入院などしているうちにだんだん歩けなくなり、物忘れもよくするようになったので、本人と相談して一昨年古い家を売り、私が保証人になって施設に入所させました。時折面会に行っていました。新型コロナウイルス感染症で行けなくなりました。携帯で時々話をしていましたが、なんと集団感染が発生し、搬入された病院であつという間に亡くなりました。本当に残念でなりま

せん。お骨は私が受け取り、時期が来たら埋葬して、亡母と同じく法事など執り行うつもりです。

施設から本人の持ち物を引き取ってほしいと言われ、職員立ち合いの下、貴重品は現状の写真を撮った上で私が保管し、あとは私が形見にもらうもの以外は施設で廃棄をお願いしました。貴重品つまり預貯金や貴金属などについては、この後どうすればよいでしょうか？

## A ご相談者に分与することが、 故人の意思ではないでしょうか。

親類のおばさま（法律上は5親等の血族に当たり、「親族」です。民法725条）のお世話を最後までなさって、本当に感心します。実の親子ですら介護どころか音信不通のケースも珍しくはないのです。おばさまもさぞや心強く感謝しておられたことと思います。

お答えですが、相続人はおらず、遺言は見つからなかったのですよね。自筆でよいので、日付をしっかりと、ご相談者に「私の全財産をすべて遺贈する」と書いてもらってさえいれば、簡単なことでしたが、預貯金はもう引き出せませんが、変な話、貴金属については勝手に処分をしても誰も文句を言う人はいないと思います。一般の相続でも、現金や貴金属については、そうやって取り込まれている遺産も結構あるだろうと思います。

ただもちろん、そんなことはしないということでご相談なのですよね。まずは家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てることになります（952条）。たいてい弁護士が選ばれ、



相続人が本当にいないのか、相続財産には何かがあるのか（負債も含まれます）を調べることになります。この過程で、家裁は、ご相談者を特別縁故者として認めてくれるのではないかと思います。これは「被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によって」、遺産の全部または一部を与えることができるといふものです（953条の3）。

ご相談者は、長年被相続人の療養看護に努めていて、入院や施設入所の保証人にもなっている、面会記録も残っている、そして遺骨を受け取り、今後祭祀を行う意思があるので、今後十分に資格があると思います。ご相談者に分与しなければ、全額国庫に帰属しますが（959条）、それはきっと故人の意思にはそぐわないでしょう。額は家裁の判断次第ですが、分与することこそが故人の意思に沿つたものになると思います。